

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年11月29日 |
| 【会社名】 | アララ株式会社 |
| 【英訳名】 | arara inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岩井 陽介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南青山二丁目24番15号 |
| 【電話番号】 | (03)5414-3611(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役コーポレート本部長 井上 浩毅 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山二丁目24番15号 |
| 【電話番号】 | (03)5414-3611(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役コーポレート本部長 井上 浩毅 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2021年11月26日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の当社における経営及び事業の多様化に対応するために新たな事業目的を追加する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、岩井陽介、井上浩毅、竹ヶ鼻重喜、水越宏明の4名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤徹行、井上昌治、種谷信邦、米田恵美の4名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションに関する報酬等の内容改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、報酬とは別枠のストックオプション報酬として、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する上限を2,050個として新株予約権を発行する。

第5号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションに関する報酬等の内容改定の件

監査等委員である取締役に対し、報酬とは別枠のストックオプション報酬として、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する上限を100個として新株予約権を発行する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 37,152 | 351 | - | (注)1 | 可決 98.64 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 岩井 陽介 | 36,770 | 733 | - | (注)2 | 可決 97.62 |
| 井上 浩毅 | 36,803 | 700 | - | | 可決 97.71 |
| 竹ヶ鼻 重喜 | 36,831 | 672 | - | | 可決 97.79 |
| 水越 宏明 | 36,809 | 694 | - | | 可決 97.73 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 加藤 徹行 | 36,845 | 658 | - | (注)2 | 可決 97.82 |
| 井上 昌治 | 36,848 | 655 | - | | 可決 97.83 |
| 種谷 信邦 | 36,859 | 644 | - | | 可決 97.86 |
| 米田 恵美 | 36,848 | 655 | - | | 可決 97.83 |
| 第4号議案 | 36,371 | 1,132 | - | (注)3 | 可決 96.56 |
| 第5号議案 | 36,388 | 1,115 | - | (注)3 | 可決 96.61 |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上